

イエローステージ（警戒）2への移行の考え方

別添資料1

【現在の状況】

- 3月1日以降については、大阪府は、特措法に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」から除外
- 大阪モデルの非常事態解除の基準（重症病床使用率7日間連続60%未満）を達成
- 新規陽性者数は減少傾向であり、重症病床使用率は45%前後、軽症中等症病床使用率は35%前後で推移

<重症病床使用率>

2月20日	2月21日	2月22日	2月23日	2月24日	2月25日	2月26日
47.5%	48.4%	46.2%	45.2%	44.3%	43.0%	41.6%

<軽症中等症病床使用率>

2月20日	2月21日	2月22日	2月23日	2月24日	2月25日	2月26日
35.0%	35.8%	37.0%	33.4%	34.5%	29.3%	28.2%



3月1日から大阪府の「医療非常事態宣言」を解除
イエローステージ2に移行
(大阪モデルの赤色信号は消灯し、黄色信号に移行)

イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 イエローステージ2の期間（3月1日～3月21日）
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

●府民への呼びかけ

- **4人以下※1でのマスク会食※2の徹底**
 - ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない
 - ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- **歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見は控えること**
- **不要不急の外出・移動は自粛すること**

● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
- イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提）

期間	収容率		人数上限
3月1日 から 3月21日	<u>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</u> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）	<u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、 公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブで のイベント 等	5,000人以下 又は 収容定員50%以内 （≦10,000人） のいずれか大きいほう
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※1）以内 （席がない場合は十分な間隔）	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

●施設について

	大阪府全域	大阪市全域
期間	3月1日～3月21日	
実施内容	対象施設 【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
	要請内容（協力依頼） ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○適切な換気のためCO2センサーを設置	要請内容（特措法第24条第9項に基づく要請） ○営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は20時30分まで

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

○ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

● 上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと (特措法第24条第9項に基づく)

<経済界>へのお願い

- 従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること
- 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- 職場における業種別ガイドラインの遵守を徹底すること

<大学等>へのお願い

- 学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること
- 学生に対し、歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
- 年度末に向けて行われる行事(卒業式等)は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

時短要請等コールセンターの設置

特措法に基づく営業時間短縮要請や「感染防止宣言ステッカー」にかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名 称：時短要請等コールセンター

設置時期：令和3年3月1日

※ただし、2/27（土）は開設（9時～18時）

開設時間：平日9時～18時

受付電話番号：06-4397-3268

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定